

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務概要

### (1) 業務名称

大通西 2 丁目ビル蓄電池交換業務

### (2) 業務概要

大通西 2 丁目ビル内に設置されている蓄電池の劣化に伴い、既設蓄電池の撤去・処分及び新たな蓄電池の設置を行う。

### (3) 業務対象施設名及び場所

施設名 ～ 大通西 2 丁目ビル

住 所 ～ 札幌市中央区大通西 2 丁目 9 番（位置図の通り）

### (4) 履行期間

着手の日から令和 3 年 3 月 31 日まで

## 2 業務内容

### (1) 現地確認

既設蓄電池が設置されている場所は、別図の通り

### (2) 新規蓄電池の選定・購入

本蓄電池は、停電時（又は復電時）において、常用電源（商用電源）又は非常電源（非常用発電機）からの電源供給切替え、負荷設備への電源供給を制御する受電監視制御装置の制御電源（直流-48V）、及び非常用照明設備（直流-48V）への電源供給を常用電源又は非常電源の供給確立までまかなう、制御弁式鉛蓄電池である。

新規に設置する蓄電池の選定を行い、発注者の承諾を得てから作業を行うこと。また、蓄電池は以下の要件を満たす製品とすること。

- 1) 放電時間は 10 分以上とすること
- 2) 単電池容量は 726Ah 以上とすること
- 3) 既設蓄電池の設置スペースに収まる程度の寸法とすること

### (3) 新規蓄電池の搬入

### (4) 既設蓄電池の撤去及び処分

蓄電池の撤去及び処分を行う。蓄電池本体及び蓄電池撤去にともない不要となるケーブル等については受託者の負担で処分を行うこと。

撤去作業時に、他設備に影響を生じさせないために、事前の確認及び必要に応じて対策を実施すること。

荷台は原則新規購入とすること。

(5) 新規蓄電池の設置及び接続

新規蓄電池の設置場所は既設蓄電池と同じ場所とする。図面及び現地確認を行い、設置スペースにより、他の設備等の支障とならない大きさとする

(6) 新規蓄電池の試験運運転等

試験運転を行い、新規蓄電池が正常に動作するか、設備に異常が生じていないか等を確認すること。

(7) 報告書の作成・提出

蓄電池のカタログ等製品情報、作業状況の写真台帳、その他必要な書類を添えてA4判両面印刷を基本とした報告書を作成する。また、報告書には作成に伴う電子データ一式を記録したメディアを添付すること。

3 提出書類

受託者は、業務の着手および完了にあたっては契約約款に定めるほか、下表に示す書類を作成するとともに、決められた提出期限までに担当職員に提出すること。

提出書類	部数	提出期限	備考
(1) 業務計画書等 ・ 作業計画書 ・ 作業責任者及び作業者名簿 ・ 連絡体制表 ・ 安全管理対策等 ・ 業務日程表	各 1	着手後 2 週間以内	
(2) 業務実施時 ・ 実施工程表	1	作業開始 10 日前	
(3) 業務完了時 ・ 完了届 ・ 報告書	各 2	完了時	

4 業務の履行における環境負荷の低減

本業務の履行においては委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 移動時には、アイドリングストップの実施、必要のない荷物を降ろすなど環境に

配慮した運転を心がけること。

- (2) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (3) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (4) 業務に係る用品等は、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

## 5 その他

- (1) 本業務に必要な機械，工具及び消耗品は受託者の負担とすること。
- (2) 養生，片付け，清掃には充分留意すること。また，退室・退館時の施錠について必ず確認すること。
- (3) 器具の分解組み立てを行なった場合に、老朽化による破損や絶縁抵抗が改善しないなど、不測の事態が生じた場合は担当職員に報告すること。
- (4) 現場作業時間は原則として 9：15～16：45 とする。作業中に入居者の電気設備に影響が生じることが想定される等のやむを得ない理由により、前述の時間以外の作業が必要な場合、あらかじめ担当職員等と協議を行い、承諾を得た上で作業を行うこと。
- (5) 大通西 2 丁目ビル入居者への作業日時通知は原則受託者にて行う。
- (6) 本業務に関し疑義が生じた場合は、担当職員と協議を行い、双方確認・承諾の上進めること。